

新庁舎等建設特別委員会会議録

- 1 日 時 令和4年9月28日(水曜日)
午後1時30分～午後1時55分
- 2 場 所 委員会室(議場)
- 3 出席委員 山中佳子 委員長 三好睦子 副委員長
荒山光広 委員 高木法生 委員
岡山 隆 委員 秋枝秀稔 委員
猶野智和 委員 坪井康男 委員
杉山武志 委員 村田弘司 委員
藤井敏通 委員 岡村 隆 委員
田原義寛 委員 山下安憲 委員
石井和幸 委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外出席議員
なし
- 6 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 西山聖子 議会事務局副主幹
阿武泰貴 議会事務局主査
- 7 説明のため出席した者の職氏名
波佐間 敏 副市長 藤澤和昭 総務企画部長
中嶋一彦 総務企画部次長 岡崎基代 行政経営課長
落合浩志 庁舎整備推進室長 中島高輝 庁舎整備推進室主査
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午後1時30分開会

○委員長（山中佳子君） 皆さん、おはようございます。ただいまより、新本庁舎等建設特別委員会を開催いたします。荒山委員。

○委員（荒山光広君） おはようございます。会議に入ります前にちょっと委員長にお尋ねですけども、今、篠田市長がおられますけど、何でおられるんですかね。

○委員長（山中佳子君） 皆さん、今日のレジメが行ってると思いますが、調査事項ということで、1、2、3入れております。タブレット分かりますでしょうか。送っていただけますか。

1番で発注者と受注者の対等な関係についてというのがあります。まず、これから入りたいと思いますので、市長にお話を聞きたいと思ひまして、今日はお願ひいたしました。

○委員（荒山光広君） 通常の委員会でも、市長をお呼びすることはあると思うんですけど、これ手続的なことがあろうと思うんですが、委員会の中で、いろいろ議論というか、あった中で、最初は執行部といろんなやりとりがあると思うんですが、その中で、これはどうしても市長に聞かにゃいけんということで、その委員会に諮って、市長をお呼びするというのが手続じゃないかなと思うんですけど、その辺、事務局どうなんですかね。

○委員長（山中佳子君） お答えいただけますか。

○議会事務局長（石田淳司君） 失礼いたします。

今、荒山委員がおっしゃいましたように、委員会の手続としては、それが正解だろうと思いますが、このたびは、特段、委員長のお取り計らいといひますか、指示のほうで、市長に御出席をいただきたいということを事務局に申し入れされましたので、議長名で、市長に出席の要請をしたところです。

以上です。

○委員（荒山光広君） 今、事務局が言われたように、通常であれば、議論の中で、これどうしても市長呼ぼうということで、皆さんの御意見の中で呼ぶのが筋だろうと思います。今日おられますので、今さら引っ込めというわけにもいきませんので、いいんですけど。

これからいろんな審査が――審査というか、議論をされると思うんですが、この前の本会議の補正の質疑等の流れの中で今日のことになったというふうに思うんで

すが、この特別委員会の設置の目的について、委員長、もう1回確認いただけますか。

○委員長（山中佳子君） 今お送りします。タブレット行きましたでしょうか。

まず、特別委員会の設置についてということで、設置目的は、新庁舎等の建設について、下記について調査するための特別委員会を設置する。2 設置委員会の名称は、新庁舎等建設特別委員会、委員定数は議長を除く15名、4 番目の調査事項として、新庁舎等の改築もしくは耐震化などによる改修について、2 新庁舎等の規模と市民サービスについて、3 新庁舎における議場等の機能について、4 新庁舎等の改築もしくは改修に伴う市街地の再編について、5 その他設置目的のための調査事項について、5 としまして、調査機関が本委員会は閉会中も調査を行うことができることとし、議会において、調査終了を議決するまで継続的に設置するとあります。

以上です。荒山委員。

○委員（荒山光広君） そうすると、今日今から審査——審査というか、議論されようとするのは、どの項目にあたるんですかね。

○委員長（山中佳子君） そうですね、調査事項の5 番にあたるのではないかと思います。その他、設置目的のための調査事項についてということになるのではないかと思います。

○委員（荒山光広君） 多分そうだろうと思います。私もですね、今、庁舎が（聞き取り不可）高く出来つつあるんですけども、工事現場の方も一生懸命やっておられます。そんな中で、ぜひですね、この前から話が出ております杭の工期の遅れとか、全体的な遅れとか、その辺について、その進捗状況なり、その辺について、質疑なりされるのは結構だと思いますけども、ぜひ特別委員会の目的からそれるようなように、進行のほうよろしく願いいたします。終わります。

○委員長（山中佳子君） 先日、本会議におきまして、議長から発言があったと思います。ちょっと読ませていただきます。

新本庁舎建設の件につきましては、昨日から多くの質疑が出ておりますが、後日、開会が予定されている新庁舎等建設特別委員会の中で、基本設計から実施設計、建設工事の当初から追加工事、また請負契約の締結、また、発注者と受注者の対等な関係による施工等について、十分な議論をお願いしますというふうに、この委員会に対して、議長からも要請を受けておりますので、そのことにつきまして、今日は

一番初めに、受注者と――発注者と受注者の対等な関係についてを置かせていただきました。よろしいでしょうか。

それでは、調査事項1、発注者と受注者の対等な関係についてを協議したいと思えます。

去る9月15日の本会議において、発注者である市民と受注者である市内のJV企業との関係が法的、倫理的に問題があるという理由で、私は、証拠書類、篠田洋司後援会収支報告書を提出しています。その際、幾つかの質問をしました。しかし、回答は満足のものではありませんでした。そこで再度、今日は市長にも来ていただいておりますが、お聞きしたいと思います。

そのとき3つ質問しております。

まず1つは、収支報告書の中にある平成31年1月31日20万円、2月8日に50万円、2月21日に60万円の計130万円という多額の寄附をされている方は、現在新本庁舎建設のJV企業の1社の代表取締役ですか。

2番目に、この報告書に記載されています主たる事務所の住所の土地、建物の所有者はどなたでしょうか。担当課に確認したところ、現在新本庁舎建設のJV企業の別の1社の代表取締役の個人所有でしたということも、述べさせていただいております。

3番目に、後援会活動は、後援会活動をするための資金ですが、それは選挙運動に連動し、当選すれば、議員や市長になるわけです。特に市長は、予算の執行権をお持ちです。したがって、この収支に関して十分に配慮するべきであろうと思えますが、いかがでしょうかという、主にこの3つの3点、3つの問題を市長にお伺いしました。

市長は政治家であり、公務での活動と政務での活動の線引きをすることは非常に難しいと思えますが、この3点について、市長、もう一度お答えいただけますでしょうか。

○委員長（山中佳子君） 篠田市長。

○市長（篠田洋司君） 山中委員長の御質問に再度、お答えしたいと思います。

私自身は、丁寧に、また説明したと思えますが、十分、その意が伝わってなかったことは残念に思えます。

まず、政治活動について、ちょっと御説明をさせていただきたいと思えます。

現職の議員や立候補を予定している者というのは、有権者の意思を確認するとともに、自らの考え方を有権者に説明し、支持を訴えるなどの政治活動を行っているわけでございます。この活動は政治の目的を持って行われる全ての活動をいい、例えば国政報告会、街頭での政治活動報告演説、講演会への参加を勧誘する後援会活動や政党活動があります。

また、個人や団体から資金を集めることなども、政治活動と言われております。

同時に、有権者もそれぞれ政治的な意思の実現を図るため、後援会活動や政党活動に参加するなどの政治活動を行うことができるわけでございます。

私は、平成31年2月の市長選挙において、副市長を辞し市長選に出馬いたしました。結果は、残念な結果になりましたが、その際の後援活動において、平成31年1月、2月に個人から寄附を受けましたので、その詳細を正しく記載したものでございます。

政治団体等の寄附については、合法的なもので、前西岡市長の収支報告書にも記載されておりますし、政治活動において、個人団体から寄附を受けることに特に問題はないわけでございます。

今回、御質問の新庁舎建設において、特定工事企業団体の構成員が市長の後援会に寄附しているという御質問でございます。これは特定の寄附行為の禁止に該当しないかという御質問だろうと思っております。

結論から申し上げますと、これは該当しません。再度、検証の意味で、弁護士にも確認をさせていただきましたが、全く問題はないという旨の回答をいただいております。

もっと詳しく御説明いたしますと、公職選挙法第199条第1項には、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に関しては、当該地方公共団体と請負、その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該選挙に関し、寄附をしてはならないというふうに記されています。

また、ここでいう禁止されている期間というのは、契約を締結したときから、契約が終了する、または消滅するときと解されております。したがって、同法同条同項は、地方公共団体との契約期間中に寄附を禁止することを言っているわけでございます。

本件は、寄附行為というのは平成31年、2019年で、しかも、私自身公職の身では

ございませんし、そして工事契約、請負契約は、締結は2021年以降でありますので、この点についても、問題はあるものではございません。

また、同法では、現に契約を結んでいるものを指し、個人であるか法人であるかは問わないというふうに記載されております。ここでいう個人とは、契約相手方の個人であり、私的な寄附ということについては問題ないというふうに弁護士からの回答もいただいているところでございます。

また、もう1つ、政治団体の収支報告書に後援会の所在地が新庁舎建設の特定興行企業体の構成員の代表者の所有、個人所有になっているが問題はないかということでございます。

これにつきましては、後援会が政治団体でございますけど、空き物件を探し、後援会と私人、個人で賃貸借契約を交わしているところでございます。この件につきましても、弁護士に確認し、全く問題ないという旨の回答を得ているところでございます。

私の後援会の所在地でございますけど、平成31年1月17日には違うところでございまして、そのうち——その後、一旦自宅に戻し、そして、再度空き物件を探し、後援会のほうで空き物件を探されて、そして、令和1年の11月5日に、今の所在地に、主たる事務所を変更したところでございます。

で、このたびは、特定構成企業ということなんですけど、今回の入札でございますが、あくまでも株式会社安藤ハザマが落札し、落札後、共同企業体自主結成方式、つまり株式会社安藤ハザマが共同企業体となる事業者を自ら選んだものであって、そこに市は全く関与していないというのが実情でございます。

以上でございます。

○委員長（山中佳子君） 市長、もう1点お聞きしたいんですが、令和2年も同じように、今の所在地、それから会計責任者も全く同じ方で、電話番号も令和元年、平成31年のときと全く同じ表紙になっておりますよね。その辺のところも、市長になられてからも、それは別に問題ないと思われていらっしゃるのでしょうか。篠田市長。

○市長（篠田洋司君） これは後援会の代表というのは、私じゃございません。で、これは後援会によって、今の所在地で何ら問題はないというふうに弁護士からも回答をいただいています。

以上でございます。

○委員長（山中佳子君） 分かりました。そのほかに、質問、意見等ございませんでしょうか。よろしいですか。ありませんか。私のほうの質問は、そのようなことなんですけれども、私は市長の今の回答には、きちんと了解が得れないなと思います。弁護士はそういうふうに言われたかもしれませんが、今回問題となっている杭打ちの追加工事が必要なものであったのか。そこに受注者と発注者が対等な立場であったのか、先ほどからの市長の回答では明らかにすることはできません。私は委員長を辞任して、刑事告発をしたいと思っております。どなたか、この件について御意見ありませんか。荒山委員。

○委員（荒山光広君） やっぱこの特別委員会の趣旨とずれてきてますね。何で後援会と関係があるんですか。しかも、その前の特別委員会、本会議に戻っちゃいけませんけど、わざわざ実名を挙げて披露される、これはいかなものかなというふうに思っておりますし、幾ら公開されているものとはいっても、議会の場で、本会議の場で実名を挙げて披露されるというのは、もう今考えてもいかなものかなというふうに思っております。

山中委員長にお尋ねなんですけど、これは議会運営に関わることですが、今せっかく竹岡議長が盛んに、美祢市議会是一本化した一本化したと言っておられます。それは大切なことじゃないかなと思います。

今の山中委員長の発言で、またその対立する市議会に戻されるつもりですか、その辺をちょっと委員長、お考えをお願いします。

○委員長（山中佳子君） 議会は誰のためにあるんでしょうか。市民を代表して私たちは出ております。今回も追加工事ということがありました。これは今から皆さんの今日もタブレットに資料載っておりますので、審議していただけたらと思います。このままでは、市長とJV企業との関係が本当に対等であったのかどうかというのははっきりしないと思います。私はその点からきちんとしていきたいと思っております。

議会が対立するとかなんとか言いますけれども、正しいことをきちんと追求していくのが議会ではないんでしょうか。荒山委員。

○委員（荒山光広君） ここで、議会そのものの議論をするつもりはありませんけども、あなたが正しいと思われても、全ての人が正しいと思っていないですよ。

当然、今回の新庁舎の入札も含めて、それからその後の変更も含めて、私は、執

行部に対しても十分な責任を——責任じゃない、説明を今からもこの委員会ですていただきたいと思うんですが、あなたの口ぶりから見ると、どうもこう今回の入札を含め、その進捗含め、業者と何か市長が癒着していたり、不正があったりするんじゃないかというイメージづけをどうもされているような気がしてなりません。ですからそっちの方向にいつて誰が得をするんでしょうか。

市民の皆さんも、疑念の目がある方もおられるとは思いますが、その辺については、しっかり説明をいただきたいと思ひますし、こういうことは、幾ら説明しても分かつろうとしない方もたくさん——たくさんというか、おられるわけですが、そこはしっかりと説明を尽くしていただきたいというふうにお思ひしております。

大事なものは、今進捗が少し遅れておられますけども、それについて執行部からの進捗の説明、また、必要があれば、進捗を管理している東畑さんですか、あるいはその大本の安藤ハザマさん、その辺の工事関係者の方に具体的に出てきていただいて、説明を求めるといふのも大切かなというふうにお思ひしております。

冒頭言いましたように、あまり変な方向に行かないようによろしくお祈ひします。

○委員長（山中佳子君） 杉山委員。

○委員（杉山武志君） 今委員長の口から刑事告発というお話も出ましたので、まだ我々にはですね、調査の手段が残っているのではないのでしょうか。議長は本会議の中、会派代表者会議を開かれ、特別委員会において、疑義が解消できない場合は、100条調査委員会を開催することで、皆さんの調整がついたというふうにお自身確認が取れておまして、先ほど委員長言われた調査項目を本会議において、議長も発言されたと思ひます。議員全員が納得できるような資料、関係者による説明や証言を求め、これらの疑惑を払拭するためにも、百条調査委員会の設置が不可欠と思ひますので、委員長におかれましては、まず、議長に発議いただきますよう御報告いただけませんか。

○委員長（山中佳子君） 分かりました。本日は議長がこの委員会に出席されていません。私も今刑事告発をするということで辞任を申し出ておられます。そして今荒山委員より、私の独りよがりではないかというふうな発言もありました。私の進退も含めまして、今日の今の状態を議長に報告しまして、指示を仰ぎたいと思ひます。

執行部におかれましては、たくさんの資料を用意していただきありがとうございました。委員の皆さんのタブレットに配信されていると思ひますが、本日はこれに

て散会し、後日また説明を受けたいと思います。お疲れさまでした。

午後 1 時55分開会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年9月28日

新庁舎等建設特別委員会委員長